

鳥 県 民 発 第 2 6 号  
令 和 5 年 2 月 1 日

公益社団法人とっとり被害者支援センター  
理事長 佐野 泰弘 様

鳥取県知事

平井 伸治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和5年2月5日 から 令和10年2月4日 まで

(担当) 鳥取県警察本部警務部広報県民課被害者支援室  
電話 0857-23-0110 (代表)